

原子力発電所の新增設に対する国の支援策と競争政策との関係

—英国Hinkley Point C原子力発電所への支援策を巡る議論から—

Relationship between national support measures and competition policy
for nuclear new builds

キーワード：英国、原子力発電所、支援策、国家補助、競争政策

丸 山 真 弘

発電市場への競争の導入に伴い、二酸化炭素の排出が少なく燃料費などの変動費は安価であるものの、建設に巨額の費用を要する原子力発電所の新增設が困難となる状況に対し、脱炭素化やエネルギーの安定供給の確保といった観点から国による支援が行われる場合がある。しかし、特定の事業者に対する国の支援は、公正な競争環境を阻害するおそれもあり、競争政策とエネルギー・環境政策との整合をどのように図るのかという点が問題となる。本稿では、Hinkley Point C原子力発電所に対する英国政府の支援策を巡り、それが域内市場に適合する国家補助に該当するのかということが争われた、欧州委員会とオーストリアの間の訴訟での議論をもとに、国のエネルギー・環境政策に基づく支援策と競争政策との関係について考察する。

1. はじめに

- 1.1. 問題の所在
- 1.2. 本稿の目的
- 1.3. 本稿の構成

2. 国家補助とは何か

3. HPC への支援策とそれを巡る訴訟

4. 訴訟での 2 つの争点
 - 4.1. 共通の利益の目的への該当性
 - 4.2. 環境関連の諸原則の考慮
5. まとめ

1. はじめに

1.1. 問題の所在

発電市場に競争が導入されることで、二酸化炭素の排出が少なく燃料費などの変動費は安価であるが、建設費などの固定費が巨額となる原子力発電などに対するファイナンスが難しくなり、新增設が困難となるといった状況が見られる。このような状況の下、脱炭素化やエネルギーの安定供給の確保、エネルギー供給源の

多様化といった各種の政策実現の観点から、これらの電源の新增設に対して、建設費用にかかる債務の保証といった形で国による支援が行われることが考えられる。

しかし、発電市場における公正な競争環境の形成や維持といった観点からは、特定の電源に対して国が支援を行うことは競争を歪めることにつながるとの指摘もある。欧州連合 (European Union: EU) では¹、これは競争法の一分野であるstate aid (国家補助)の課題とされ、

¹ 日本や米国においては、このような問題は独占禁止法や反トラスト法の課題として明示的には扱われていない。また、EU 競争法における state aid は加盟国間格差の防止や加盟国間通商の円滑化を目的とするものであり、単一国家である日本には該当しないのではないかと指摘もある。しかし、市場における公正な競争環境の確保と、何らかの政策目的に基づく国の支援との関係を独占禁止法の枠組

みの中でどのように位置づけるのかという課題は、例えば事業再生に対する国の支援が公正な競争環境に与える影響といった面などで、日本においても一定の意味を持つともいえる (多田ほか 2012)。なお、公正取引委員会は 2016 年 3 月 31 日に「公的再生支援に関する競争政策上の考え方」と題する文書を示している (公正取引委員会 2016)。

加盟国による特定の産業や事業者に対する支援がinternal market（域内市場）での公正な競争環境に適合するののかという問題として整理される。この中では、支援の目的であるエネルギー政策や環境政策などの加盟国の政策という要素を、競争法の枠内で、どこまで、どのように考慮するののかという点が課題とされる。

1.2. 本稿の目的

本稿は、英国で建設が進められているHinkley Point C原子力発電所（HPC）に対する国の支援策が域内市場に適合する国家補助に該当する適法なものであるのかという点を巡る、欧州委員会とオーストリアの間の訴訟での議論を整理する。その上で、原子力発電所の新增設など、国のエネルギー・環境政策に基づく支援策と競争政策との関係について考察する。

1.3. 本稿の構成

2章では、EUにおける国家補助の制度について概観する。3章では、HPCに対する支援策の内容と、それを域内市場に適合する国家補助であると認めた欧州委員会の決定の取消しを求めたオーストリアによる訴訟の概要を述べる。

その上で4章では、訴訟において争われた論点のうち、今後の国による原子力発電所への支援策のあり方や、エネルギー・環境政策との関係を考える上で重要な争点である、

- 原子力に対して否定的な考え方を持つ加盟国が存在する中で、原子力発電所に対して支援を行うことは、国家補助の域内市場への適合性を判断する際の要件として考えられていた「共通の利益の目的」との関係でどのように扱われるのか（共通の利益の目的への該当性）
- EU法が定める環境関連の諸原則を、原子力発電所に対する国家補助の域内市場への適合性を判断する際、考慮してもよいのか（環境関連の諸原則の考慮）

の2点について詳細に検討する。5章は全体のまとめである。

2. 国家補助とは何か

EUでは、加盟国が特定の産業や事業者に支援を行うことは域内市場の公正な競争環境を歪めるおそれがあるとして、規制の対象となっている。この規制（国家補助に関する規制）は、競争者を排除する独占行為に対する規制やカルテル等の共同行為に関する規制と並び、EU競争法の一つの分野として位置づけられている（多田ほか 2012, 大久保ほか 2013）。

EUの基本条約の1つであるEU機能条約（Treaty on the Functioning of the European Union: TFEU）は、特定の事業者または特定の商品の生産を優遇するような、加盟国による、または国の資源を通じた支援策が、加盟国間の通商に影響を及ぼすような程度に競争を歪める、あるいはそのおそれがある場合、域内市場への適合性がないと規定（第107条(1)）しており、そのような支援策の実施は認められない。一方、そのような支援策であっても、個別の消費者に対する社会的性格（第107条(2)(a)）や自然災害等の異常災害による損失の補填（第107条(2)(b)）といった目的を持つ場合には実施が認められる。さらに、一定の要件を満たす支援策は、欧州委員会の判断により域内市場での適合性がある国家補助としてその実施が認められる。具体的には、①欧州の共通利益となる重要なプロジェクトの遂行のための支援策（第107条(3)(b)）や、②特定の経済活動または特定経済分野の発展を推進するような支援策で、共通の利益に反する程度にまで通商条件に悪影響を与えないもの（第107条(3)(c)）である。

支援策を実施しようとする加盟国は、事前に欧州委員会に通知し、その支援策が域内市場に適合するものであるか否かの判断を求める必

要がある(第108条(3))²。欧州委員会による判断は、主としてTFEU第107条(3)(c)の規定に基づき行われている³。欧州委員会は、判断に際し幅広い裁量を持つが、加盟国からの政治的圧力への抵抗や加盟国の政策を誘導するといった観点から、判断の内容に関する各種のガイドラインが制定されている。

環境・エネルギー分野についてもガイドライン (Guidelines on State aid for environmental protection and energy 2014–2020: EEAG)⁴が定められており、域内市場への適合性判断の要件として以下の6つが示されている。これは、2012年5月に欧州委員会が国家補助の現代化に関する文書⁵で示した「7つの共通原則」を受け継ぐものであり、他のガイドラインでもほぼ共通の要件が規定されている。

- ① 共通の利益の目的への該当
- ② 国による介入の必要性
- ③ 支援策の妥当性
- ④ インセンティブ効果の存在
- ⑤ 支援策の比例性
- ⑥ 競争と通商への不当な悪影響の排除

EEAGは再生可能エネルギーの導入支援や賦

課金の減免、エネルギーの効率化、二酸化炭素の回収・貯留、エネルギーインフラへの投資、供給力の確保等に関する支援策を対象としている。しかし、原子力発電をその対象に含めていない⁶。このため、原子力発電に対する支援策が域内市場に適合するかを判断する際は、個々の事案ごとに直接TFEU第107条(3)(c)に基づく判断が求められることに注意が必要である⁷。

欧州委員会の決定に不服のある者は、決定の取消しを求め、Court of Justice of the European Union (欧州連合司法裁判所)⁸に提訴することができる (TFEU第263条)。提訴できる者は、域内市場への適合性がなく、違法な国家補助であると判断された場合の加盟国や支援対象事業者のほか、域内市場への適合性があるとの判断に誤りがあると主張する加盟国や、そのような決定により不利益を受けると主張する事業者も含まれる。このうち事業者は、決定が当該事業者にとって直接かつ個別に関係する場合にのみ原告適格が認められるとされる (第263条 para. 4)⁹。一方加盟国は、EUの諸機関と並び、特権の原告として常に原告適格が認められる (第263条 para. 2)。

² ただし、支援の金額が小規模である場合や、包括的一括適用免除規則 (Commission Regulation (EU) No 651/2014 of 17 June 2014 declaring certain categories of aid compatible with the internal market in application of Articles 107 and 108 of the Treaty Text with EEA relevance (OJ L 187, 26.6.2014, p.1): General Block Exemption Regulation) に規定された支援策に該当する場合には、欧州委員会への通知義務は免除される (TFEU 第 109 条)。

³ 論理的には、当該支援策は国の資源によるものではないといった理由から、そもそも国家補助に当たらない (第 107 条(1)に該当しない) と判断される場合もある。例えば、Judgment of the Court of 13 March 2001 PreussenElektra AG v Schlesweg AG State aid (C-379/98, ECLI:EU:C:2001:160)は、当時のドイツの再エネ支援策は、民間企業に再エネ電力の購入を義務付けているものの、政府の支出を伴うものではないとして、国による、または国の資源を通じた支援には当たらないと判断した。しかし、そのような例は必ずしも多くない。

⁴ OJ C 200, 28.6.2014, p.1

⁵ Commission Communication on State Aid Modernisation, COM/2012/0209 final, 8 May 2012

⁶ EEAG の検討が進められていた 2013 年 7 月の時点では、原子力発電についても EEAG の対象とすることが考えられていたとされる。しかしこの点を巡り、原子力の導入を支持する英国やフランスと反原子力の立場に立つドイツ

やオーストリアとの間で意見が対立した。9月にドイツの連邦議会選挙が控えていたこともあり、7月23日には欧州委員会の Antonie Colombani 報道官 (Joaquín Almunia 競争政策担当委員付) が「欧州委員会には、原子力発電所に対する国家補助を容易にするような計画はない」旨の声明を発表する事態となった。その後、12月2日には、Almunia 委員が「欧州委員会は、2013年9月の時点で新ガイドラインに原子力発電に関する規定を含めないことを決定した」旨を明らかにした。

⁷ 欧州委員会が 2021 年 12 月に示した気候変動・環境・エネルギーに関する国家補助のガイドライン (Guidelines on State aid for climate, environmental protection and energy 2022: CEEAG) の最終案では、原子力を対象から明示的に除外している (para. 13)。

⁸ 欧州連合司法裁判所は EU の司法を司る組織であり、第一審である一般裁判所と上訴審である欧州司法裁判所から構成されている。

⁹ 例えば、ドイツの電気事業者である Greenpeace Energy も、英国による HPC への支援策に対する欧州委員会の決定を不服として欧州連合司法裁判所に提訴した。しかし、欧州司法裁判所は Greenpeace Energy の競争上の地位が実質的に影響を受けるとの立証が不十分であるとして、その原告適格を認めなかった (Order of the Court (Eighth Chamber) of 10 October 2017 Greenpeace Energy eG v. European Commission (C-640/16P, ECLI:EU:C:2017:752))。

3. HPCへの支援策とそれを巡る訴訟

HPCは、フランスのEDFと中国のChina General Nuclear Power Group (CGN) の合弁企業であるNNB Generation Company (HPC) Limited (NNBG) がイングランド南西部のSomersetで建設を進めている、EPR型原子力発電所(出力165万kW*2基)である(稲村 2022)。

2013年10月、英国はNNBGとの間で、以下の3点を内容とするHPCの支援策について合意した(Hancher and Salerno 2019a)。

- ① Low Carbon Contracts Company Ltd.との差分(差額)契約(Contract for Difference: CfD)を通じた、HPCが発電する電力の安定的な販売価格の保証¹⁰
- ② 政府とNNBG株主との契約を通じた、政治的理由によるHPCの早期閉鎖により、NNBGに損失が発生した場合の政府による損失補償
- ③ UK Guarantees scheme¹¹を通じた、NNBGの債務に対する政府の保証

英国は、これらの支援策が域内市場に適合する国家補助であるとの判断を求める申し立て

を2013年10月に行なった。欧州委員会は、12月に詳細調査の開始を決定し¹²、その結果、本支援策¹³は域内市場に適合するものであるとの決定を2014年10月に下した¹⁴。

この決定を不服とするオーストリア¹⁵は、決定の取消しを求める訴えを2015年7月に提起した¹⁶。先に述べたように、加盟国は欧州委員会の決定の取消しを求める特権的原告の地位を有しており、常に原告適格がある。しかし、域内市場への適合性があるという欧州委員会の判断に誤りがあると加盟国が主張し、その取消しを求めた事例は、本提訴までは皆無といってよい状態にあった。

第一審であるGeneral Court(一般裁判所)は、2018年7月に訴えを退けた¹⁷。オーストリアは上訴した¹⁸が、上訴審であるEuropean Court of Justice(欧州司法裁判所)は、2020年9月に上訴を退け¹⁹、判決は確定した。

4. 訴訟での2つの争点

本訴訟において、オーストリアは多くの争点を提起した。以下では、今後の原子力発電所へ

¹⁰ 2013年エネルギー法(Energy Act 2013)に基づき導入された、低炭素電源の建設を支援するための制度。NNBGは、発電した電力を卸電力市場に販売して得た卸電力価格に加え、発電した電力量に応じ、事前に定められた行使価格(Strike Price: SP)と参照価格(Reference Price: RP)の差分をLow Carbon Contracts Company Ltd.との間でやり取り(SP>RPの場合はNNBGが差分を受け取り、SP<RPの場合はNNBGが差分を支払う)する。契約期間は35年間で、SPは92.5ポンド/MWhと定められている。

¹¹ 2012年に発足した、インフラ投資の遅延を防ぐことを目的とした債務保証制度。財務省がプロジェクト債権者に対し元利の支払いを保証するもの。

¹² State aid – UK – State aid SA.34947 (2013/C) (ex 2013/N) – Investment Contract (early Contract for Difference) for the Hinkley Point C New Nuclear Power Station – Invitation to submit comments pursuant to Article 108(2) of the Treaty on the Functioning of the European Union Text with EEA relevance (OJ C 69, 7.3.2014, p. 60).

¹³ 調査の過程で、利益率が一定の値を超えた場合の利益還元メカニズムの期間延長や、債券に対する政府の保証料の見直しといった修正が欧州委員会より求められ、英国はそれに対応するよう支援策を修正した。欧州委員会の決定は、修正後の支援策に対するものであった。

¹⁴ Commission Decision on the aid measure SA.34947 (2013/C) (ex 2013/N) which the United Kingdom is planning to implement

for support to the Hinkley Point C nuclear power station (OJ 2015 L 109, p.44). なお英国は、本支援策はそもそも一般経済の利益に資するサービス(Services of General Economic Interest: SGEI)に該当するものであり、国家補助には当たらないとの主張もしていたが、欧州委員会はその主張を退けた(para 308)。

¹⁵ オーストリアの側にはルクセンブルクが、欧州委員会の側には英国、スロバキア、フランス、チェコ、ハンガリーの各国がそれぞれ参加した。以下で「オーストリアの主張」とされるものは、ルクセンブルクも同様の主張をしている。一方「欧州委員会の主張」には、英国他の参加国も同調している。

¹⁶ Action brought on 6 July 2015 – Austria v. Commission (T-356/15).

¹⁷ Judgment of the General Court (Fifth Chamber) of 12 July 2018 Republic of Austria v. European Commission State aid (T-356/15, ECLI:EU:T:2018:439).

¹⁸ Appeal brought on 21 September 2018 by the Republic of Austria against the judgment of the General Court (Fifth Chamber) delivered on 12 July 2018 in Case T-356/15, Republic of Austria v. European Commission.

¹⁹ Judgement of the Court (Grand Chamber) of 22 September 2020 Republic of Austria v. European Commission State aid (C-594/18P, ECLI:EU:C:2020:742).

の支援策のあり方や、エネルギー・環境政策との関係を考える上で重要な争点である、原子力に対して否定的な考え方を持つ加盟国が存在する中で、原子力発電所に対して支援を行うことは、国家補助の域内市場への適合性を判断する際の要件として考えられていた、①「共通の利益の目的」との関係でどのように扱われるのか（共通の利益の目的への該当性）と、②EU法が定める環境関連の諸原則を、原子力発電所に対する国家補助の域内市場への適合性を判断する際、考慮してもよいのか（環境関連の諸原則の考慮）の2点について詳細な検討を行う。

①について欧州司法裁判所は、これまで国家補助の域内市場への適合性の積極要件の1つとして考えられていた「共通の利益の目的を持つ」ことは、TFEU第107条(3)(c)の文言上、要件には含まれないとの判断を示し、「共通の利益」とは「EU加盟国全体あるいは加盟国の大多数の利益」であるから、自国や他の反原子力の立場に立つ加盟国が認めていない以上、本支援策は域内市場に適合しない違法な国家補助であるとするオーストリアの主張を退けた。

一方②については、EU法の規定や原則に反するような支援策を域内市場への適合性ある国家補助と判断してはならないという原則を確認した上で、原子力発電に関する支援策が環境に関するEUの法や原則に違反する場合には適合性ありとはいえないとの考え方を示した。しかし、TFEU第194条(2) *para* 2はエネルギーミックスの選択は各加盟国の固有の権利としていることを踏まえると、EUの環境法の目的や原則とEuratom条約（The Treaty establishing the European Atomic Energy Community）の求める「原子力発電の促進」という原則の間に矛盾はないとして、こちらもオーストリアの主張を退けた。

4.1. 共通の利益の目的への該当性

TFEU第107条(3)(c)は、「特定の経済活動または特定経済分野の発展を推進するような支援策」であるという積極要件と、「共通の利益に反する程度にまで通商条件に悪影響を与えない」という消極要件の双方を満たす支援策を、域内市場に適合するものとして認める旨を規定している。規定の適用にあたり、欧州委員会はこれまで「共通の利益の目的を持つ」ことを積極要件の内容の1つとしてきた。これは、特定の事業者または特定の商品の生産を優遇する支援は、域内市場の公正な競争環境に何らかの歪みを与えることは当然であるから、支援策を正当化するためには、それが支援策を実施する国（の事業者）の利益を超えるものである必要があるとの考え方に基づくものである。先に述べた、EEAGが定める域内市場への適合性判断の6つの要件に「①共通の利益の目的への該当」が含まれているのも、この考え方に従ったものである。

反原子力の立場に立つオーストリアは、この「共通の利益」とは、「EU加盟国全体あるいは加盟国の大多数の利益」であるとの立場をとっていた。そして、自国や他の反原子力の立場に立つ加盟国が認めていない以上、原子力発電所の建設は共通の利益の目的には当たらないとして、本支援策は域内市場に適合しない違法な国家補助であると主張した（主張 No.4）。

4.1.1. 英国の主張と欧州委員会の判断

欧州委員会による、詳細調査の開始文書²⁰によれば、欧州委員会への申し立てにあたり、英国は、本支援策は①脱炭素化、②エネルギーの安定供給の確保、③エネルギー供給の多様化の3つの点において共通の利益の目的に合致すると主張した（*para*. 238）。これに対し、欧州委員会は以下のように指摘した。

① 環境の保全・改善・保護は共通の利益の

²⁰ 脚注 11 参照。

目的にあたる (TFEU第191条)。しかし、原子力発電による脱炭素化と環境に対する影響のトレードオフを考慮する必要があり、それは困難である (para. 240～241)。また、本支援策が脱炭素化にどのように貢献するのか、再生可能エネルギーのような代替技術への投資にどのような影響を与えるのかという点も考慮する必要がある (para. 242～245)。

② TFEU第194条により、エネルギーの安定供給の確保は、EUのエネルギー政策の目的の1つである (para. 248)。しかし、HPCの運転開始予定時期は、英国で供給力不足が見込まれるようになる時期よりも遅く、本支援策は問題の解決にはつながらない、また、代替技術による問題の解決の可能性についての考慮もない (para. 261～262)。

③ エネルギー供給の多様性は、エネルギーの安定供給の確保の重要な要素の1つではあるが、それ自体は共通の利益の目的であるとはいえない (para. 263)。

一方欧州委員会は、Euratom条約第2条(c)²¹や第40条²²を根拠に、原子力発電所の建設は共通の利益の目的に合致しており、それを通じて脱炭素化やエネルギーの安定供給にも資するとの考え方を示した (para. 264～265)。そして、本支援策はこの点で共通の利益の目的に合致すると判断した (para. 266)。

²¹ Euratom の目的の 1 つとして、原子力の開発に必要な投資の促進等を挙げている。

²² 原子力分野への投資の協調的発展を促進するため、関連するプログラムを提示することを Euratom に求めている。

²³ テレビのデジタル化促進のため、地上波デジタルデコーダーの購入を補助することが現在の TFEU 第 107 条(3)(c) に該当するかが争われた事例。Judgment of the General Court (Second Chamber) of 15 June 2010. Mediaset SpA v. European Commission. (T-177/07, EU:T:2010:233)

²⁴ オーストリアは、Euratom 条約第 2 条(C)や第 40 条が想定する「共通の利益の目的」とは原子力の開発に関する基本的な技術の促進であり、原子力発電所の建設は含まれない

4. 1. 2. 一般裁判所の判断

一般裁判所は、2010年のMediaset判決²³を引用しつつ、共通の利益とはEUの加盟国全てあるいは大多数にとっての利益に限られるとするオーストリアの主張は誤りであるとした (para. 83～84)。その上で、支援策が共通の利益 (common interest) の目的に該当するかを判断する際には、支援策が対象者の私益 (private interest) ではなく、公共に対する利益 (public interest) に当たるか否かという基準で判断をすべきであるとの考え方を示した (para. 86)。

そして、本支援策は公共に対する利益に該当するとした欧州委員会の判断を認め、オーストリアの主張を退けた²⁴ (para. 88～89)。

4. 1. 3. 法務官の意見

欧州司法裁判所は、TFEU第107条(3)(c)の文言を第107条(3)(b)のそれと比較しつつ、第107条(3)(c)の下で支援策が域内市場に適合するかを判断する際の積極要件は「特定の経済活動または特定経済分野の発展を推進するような支援策」であるかという点に限られており、支援策が共通の利益の目的を持っているのかということは、積極要件とはならないとの考え方を示した。

これは、2020年5月のGerald Hogan法務官²⁵ (Advocate General) による意見²⁶で示された考え方を受けたものである。Hogan法務官は、本訴訟は原子力発電を支援しようと考えている加盟国と、原子力発電に対し否定的な立場をとる加盟国との間の紛争であるとの整理を行な

いとも主張していたが、一般裁判所はこの主張も退けた。

²⁵ 法務官の制度は、フランスの司法制度における *avocat général* の制度を EU の司法制度に取り入れたものとされる。法務官の意見は、訴訟当事者の主張が終了し、裁判所による審理が開始される前の段階で、独立した立場から行われるものであり、裁判所はその意見に拘束されることはないが、実務上は大きな影響力を持つとされる (興津 2013)。

²⁶ Opinion of Advocate General Hogan delivered on 7 May 2020 Case C-594/18P Republic of Austria v. European Commission (EU:C:2020:352)

った (*para. 1*) 上で、この点に関して以下のよう
に指摘し、オーストリアの主張に対し、否定
的な考え方を示した。

- 欧州委員会には国家補助に関するルー
ルを定める権限は与えられていない。
欧州委員会の定める国家補助に関する
ガイドラインは、欧州委員会を拘束す
るものではない (*para. 52*)。
- TFEU第107条(3)(b)は、支援策が域内市
場に適合するための積極要件として、
その支援策が「欧州の共通利益
(*common European interest*) となる重要
なプロジェクトの遂行を促進する」も
のであることを規定している。これに
対し、第107条(3)(c)は、積極要件として
は「特定の経済活動または特定経済分
野の発展を推進する」ことしか規定し
ていない (*para. 54*)。
- TFEU第107条が「競争のルール」 (*Title*
VII, Chapter 1) に置かれていることは、
この規定の目的が競争の歪みと通商へ
の悪影響を除外することにあることを
意味している。この規定は、加盟国が資
金をコスト効率的に使っているかを判
断する準監査的権限のような、その他
の権限を欧州委員会に付与するもの
ではない (*para. 56*)。
- 共通の利益の考え方は「(それに) 反す
る程度にまで通商条件に悪影響を与え
ない」という形で、支援策の必要性や比
例性を判断する際に規定されているに
過ぎない (*para. 59*)。
- オーストリアは、欧州司法裁判所も
TFEU第107条(3)(c)の積極要件として共
通の利益の目的の存在を求めていると
して、いくつかの裁判例²⁷を指摘してい
る。しかし、これらの裁判例はいずれも、

支援策が共通の利益に反する程度にま
で通商条件に悪影響を与えているかと
いう、消極要件として共通の利益を論
じているものである (*para. 65~70*)。

Hogan法務官はさらに、仮に支援策が「共通
の利益の目的」を持つことが第107条(3)(c)の積
極要件に含まれるという主張を採用したとし
ても、以下のような理由から本支援策は共通の
利益の目的に適合しているとした。

- オーストリアを含む全ての加盟国は
Euratom条約の規定に拘束されている。
原子力発電の開発は施行時から現在に
至るまでEUの基本条約であるEuratom
条約の中心的な目的の1つであり、これ
は共通の利益の目的と位置づけること
ができる。Euratom条約は、自国での原
子力発電所の運転の許可や自国の原子
力発電所に対する支援を行う義務を加
盟国に課すものではない (*para. 61~64*)。
- Euratom条約を受け入れることにより、
加盟国は他の加盟国が持つ、「その国の
領土内で原子力発電所の開発を促進す
る権利」を受け入れている (*para. 72*)。
この意味で原子力発電の開発は共通の
利益があるといえる (*para. 73*)。

4.1.4. 欧州司法裁判所の判断

この法務官意見を受け、欧州司法裁判所は以
下のような考え方を示し、オーストリアの主張
を退けた。

- TFEU第107条(3)(b)とは異なり、第107条
(3)(c)は「支援策が共通の利益の目的を
持つ」ことを域内市場への適合性の要
件とはしていない (*para. 20*)。
- 欧州委員会は、加盟国の申し立てに応
じ、支援策が域内市場への適合性を持
つ国家補助に該当するかを判断する際

²⁷ Judgment of 17 September 1980, *Philip Morris Holland v. Commission* (730/79, EU:C:1980:209), of 24 February 1987, *Deufil v. Commission* (310/85, EU:C:1987:96) and of 19

September 2002, *Kingdom of Spain v. Commission* (C-113/00, EU:C:2002:507)

に広範な裁量を持つ。支援策が共通の利益の目的を持つか否かを欧州委員会は判断する必要はない (para. 21)。

- オーストリアは、欧州委員会は自らが発した文書²⁸や各種のガイドラインで、支援策が共通の利益の目的に該当することを適合性判断の要件として定めていると主張している (para. 23)。しかし、

欧州委員会が第107条(3)(c)の規定を解釈し、その範囲を不適切に狭めることは認められない (para. 24)。欧州委員会は、支援策が域内市場に適合するか否かの判断を、従来の慣行ではなく、第107条(3)(c)に照らして行わなければならない (para. 25)。

表1は、この点に関する主張、判断をまとめ

表1 「共通の利益の目的への該当性」に関する主張、判断の相違

	「共通の利益の目的」は適合性判断の積極要件か	本支援策は域内市場適合性の要件を満たしているか
英国 (申請時の主張)	○	● 本支援策は、脱炭素化、エネルギーの安定供給の確保、エネルギー供給の多様化の3点で共通の利益の目的に合致している。
欧州委員会 (支援策承認理由)	○	● 脱炭素化、エネルギーの安定供給の確保、エネルギー供給の多様化の3点では、共通の利益の目的に合致しているとはいえない。 ⇒EU法であるEuratom条約の規定（原子力の開発に必要な投資の促進等をその目的とする等）からみて、原子力発電所の建設自体が共通の利益の目的に合致している。
オーストリア (提訴時の主張)	○	● 「共通の利益」とは、EUの加盟国全てあるいは大多数にとっての利益。 ⇒反原子力の立場に立つ加盟国が認めていない以上、原子力発電所の建設（＝本支援策）は共通の利益の目的に合致しない。
一般裁判所	○	● 「共通の利益の目的」に該当するかの判断の際は、支援策が対象者の私益を超えた公共に対する利益に当たるかという基準で判断する。 ⇒本支援策は「公共に対する利益」があり、共通の利益の目的に合致している。
Hogan法務官	×	● TFEU第107条(3)(b)とは異なり、第107条(3)(c)では「共通の利益」について（消極要件としては規定に示されているものの）積極要件としては規定には示されていない。 ⇒仮に積極要件に含まれるとしても、EU法であるEuratom条約の規定（原子力の開発に必要な投資の促進等をその目的とする等）からみて、原子力発電所の建設自体が共通の利益の目的に合致している（Euratom条約は、他の加盟国がその国の領土で原子力発電所の開発を促進する権利を受け入れることを加盟国に求めている）。
欧州司法裁判所	×	● TFEU第107条(3)(b)とは異なり、第107条(3)(c)では「共通の利益」について（消極要件としては規定に示されているものの）積極要件としては規定には示されていない。 ⇒そもそも、原子力発電所の建設（＝本支援策）は共通の利益の目的に合致するか否かということ論じる必要自体ない。

²⁸ Common principles for an economic assessment of the

compatibility of State aid under Article 87.3 EC-Treaty, 6 May, 2009

たものである。

4.1.5. 考察

ある加盟国が支援策を実施することは、他の加盟国の国民（事業者）の利益を侵害することに繋がりうる。このような考え方の下、支援策の域内市場への適合性を評価するにあたり、その支援策が（当該加盟国のみを越えた）共通の利益を持つことを域内市場への適合性ありと評価するための積極要件の1つとすることは、1971年版の欧州委員会による競争報告²⁹において既に見られるなど、古くから欧州委員会が採用してきた考え方であった。

そのため、欧州司法裁判所がTFEU第107条(3)(c)の文言解釈に基づき、この考え方を否定する判断を示したことは、従来の考え方に対する大きな修正を求めるものといえる。

実際、欧州司法裁判所による判決の後、欧州委員会は複数³⁰の国家補助の適合性の判断において、この判決を引用した上で決定を行なっている（Nicolaidis 2021）。

欧州委員会はこれまで、社会・環境・公共政策といった様々な目的を「共通の利益」の中に読み込み、それを支援策の適合性の是非の判断の中で取り扱ってきた。本判決は、このような動きに対する修正を迫るものであり、①通商関係に悪影響を与えるおそれがあるとしても、社会・環境・公共政策といった観点から進められるべきであると考えられる支援策をどのように取り扱うのかという点（Buendia Sierra 2021）とともに、②通商条件に悪影響を与えないものの、社会・環境・公共政策といった観点からは問題のある支援策をどのように取り扱うのかという点からの議論が進められている。

この点については、欧州委員会は、支援が競

争や貿易にどのような影響を与えるか、誰の利益が害されるかについて、現在よりもはるかに明確に説明する必要があるとした上で、個別の支援策について、107条(3)(c)の「特定の経済活動または特定経済分野の発展を推進するような支援策」であるか、その支援策は「共通の利益に反する程度にまで通商条件に悪影響を与えない」か、という2つの要件の内容について、依拠するモデルを明確にしつつ、欧州委員会が丁寧に評価することで、従来のような要件と同様の評価をすることができるという考え方（Nicolaidis 2021）が示されている。

一方、「共通の利益」とは、オーストリアが主張したような「EU加盟国すべての利益」ではなく、「（総体としての）EUにとっての利益」を指すのであるから、本訴訟で問題とされた、「特定の国が支援策の適合性の是非の判断についての拒否権を持つ」状況³¹を避けるためであれば、この点を確認すれば十分であり、本判決の射程を広く解するべきではないとする考え方（Eidissen 2020）も示されている。

4.2. 環境関連の諸原則の考慮

オーストリアは、欧州委員会は本支援策の域内市場への適合性の判断の際、以下の点についての検討を怠ったと主張した。

- ① （支援策が域内市場への適合性があると判断するための積極要件として、共通の利益の目的に該当することが必要であるという考え方を前提としつつ、）共通の利益の目的の中には環境保護や予防原則、汚染者負担原則、持続可能性原則といった環境関連の諸原則が含まれている（主張 No.4）。
- ② （仮に、原子力の開発に必要な投資の

²⁹ Commission of the European Communities “First report on Competition Policy” (Apr. 1972)

³⁰ Greenhouse gas reduction projects [NL: SA.53525]; LNG terminal [CY: SA.55388]; RES district heating [RO: SA.55433]; Electricity from renewable sources [EE: SA.55453]; Tax reduction for flights to and from certain North Sea islands [DE:

SA.58188].

³¹ 具体的には、反原子力の立場をとるオーストリアが反対することで、英国による原子力発電所への支援策が「共通の利益」に反するとして、域内市場との適合性が認められないことを指す。

促進が共通の利益の目的に該当するとした場合でも、) 原子力発電に対する支援策の適合性評価においては、環境関連との諸原則と原子力の開発に必要な投資の促進との比較衡量が必要である(主張 No.6)。

4.2.1. 一般裁判所の判断

一般裁判所は、以下のように述べ、①②のいずれの点についてもオーストリアの主張を退けた。

A. 主張①に対する判断

- Euratom条約第106a条(3)の規定により、EU基本条約 (Treaty on the European Union: TEU) やTFEUの規定はEuratom条約の規定を排除するものではない。Euratom条約の目的に照らし、オーストリアの主張する環境関連の諸原則が、原子力の推進が公共に対する利益の目的に該当するとして支援を行おうとする加盟国の判断を侵害することはできない (para. 112)。

B. 主張②に対する判断

- 英国は、本支援策において環境問題の諸原則を侵害することを意図していなかった。したがって、欧州委員会は本支援策の域内市場への適合性の判断にあたり、これらの原則を考慮する必要はなかった (para. 515)。
- 環境保護はEU政策、特に域内市場の確立を目的とした政策の定義と実施の中に統合される必要があるが、環境保護自体は域内市場の構成要素ではない。欧州委員会は、支援策の適合性判断にあたり、環境問題の諸原則に与える影響を考慮する必要はない³² (para. 516)。

- オーストリアは、本支援策は具体的なEU環境法の規定に違反していると主張しているのではなく、単にTEUやTFEUを背景とする環境保護に関する諸原則に違反しているとの主張をしているにとどまる (para. 517)。
- Euratom条約第106a条(3)の規定により、原子力発電所に対する支援策の適合性評価にあたっては環境問題の諸原則は適用されない (para. 517)。

4.2.2. 法務官の意見

Hogan法務官は、意見書の中で以下のような考えを述べた。なお、先に述べたように、法務官意見では支援策が「共通の利益の目的」を持つことは第107条(3)(c)の積極要件には含まれないとの考え方をとっていることから、オーストリアの主張①については考慮されていない。

- 原子力のメリット (持続性のある低炭素電源としての位置づけ) と、デメリット (重大な環境リスクの存在) については、加盟国間で激しい意見の対立が存在する。裁判所は、この問題に対し、何らかの判断を下す権限もなければ、判断を下すことに対する民主的な正統性も持たない。ただし、Euratom条約により、原子力発電の促進という目的が示されている以上、それをTFEU以外の、場合によっては矛盾する可能性のある目的に劣後させることは認められない (para. 41~42)。
- TFEUのエネルギーに関する規定 (Title XXI) は、EUと加盟国が共有で権限を持つとされている (TFEU第4条(2)(1))。TFEU第194条(1)と(2) para. 1は、域内市場の確立と機能に関し、環境の保護と改善の必要性を考慮しつつ、エネルギー分野に関する特定の目的の達成のため

³² Judgment of 3 December 2014, *Castellnou Energía v. Commission*

(T-57/11, EU:T:2014:1021).

め、必要な措置を定めることをEUに義務付けている。しかし、第194条(2) *para.* 2は、上記の措置はエネルギーミックスの選択を行う加盟国の権利に影響を与えてはならないと規定している。この権利は、原子力発電を自国のエネルギー源に位置づけ、開発する権利に拡張されると考えるべきである (*para.* 86)。

- 欧州委員会に、TFEU第107条に規定された内容を超え、支援策の域内市場への適合性を評価する権限を与えることは、場合によっては加盟国の固有の権限を制限するおそれがある (*para.* 87)。
- 支援策の中で環境問題等についての考慮がなされていれば、国家補助の適合性の判断においてもこれらの考慮が検討の対象となるが、本支援策においては、このような考慮は行われていない。このことから、本支援策の域内市場への適合性の判断において、TFEU第107条(3)(c)が規定する域内市場の保護を超えるような（環境に関する諸原則といった）EUの目的を考慮することを認めるのは適切ではない (*para.* 89)。
- これまでの判例³³では、欧州委員会が支援策の域内市場への適合性を判断する際、TEUやTFEUの一般的な仕組みに従い、国家補助に関する規定と国家補助以外の規定が整合的に適用されるようにすることを求めていた。具体的には、国家補助以外の規定が支援の目的と密接に関連しており、別途評価することができないような場合には、域内市場との適合性の判断において、この規定との関係についても評価することが求められていた。しかしオーストリアは、自らが指摘する環境に関する諸原則が、判例が要件としている支援の目的との

密接不可分性を持つのかという点についての主張・立証をしていなかった。これらの諸原則は、支援策の適合性評価とは別の場で評価することが可能であり、判例の状況は当てはまらない (*para.* 90)。

- 域内市場とは、「条約の規定により、財、人、サービス、資本の自由な移動が確保される、境界のない地域」と定義されている (TFEU第26条(2))。一般裁判所が2014年のCastelnuovo Energia v Commission 判決³⁴で指摘したように、環境政策はEUの政策の定義と実施の中に統合される必要があるが、環境保護自体は域内市場の構成要素ではない (*para.* 116)。
- 支援策の域内市場への適合性判断においてTFEUが欧州委員会に求めている役割は、オーストリアの主張よりも限定的である。具体的には、「問題となっている援助が競争と域内市場に関する規則に適合しているかどうかを評価する」ことに留まり、「特定の援助措置が、域内市場や競争規則の特定の要件を超えて、EU法全般に準拠しているかどうかを評価する」ことは含まれていない (*para.* 116)。
- 環境規則への遵守といった問題の評価は、まずは当該支援策に対する各加盟国の関連当局に委ねられるべきである (*para.* 117)。

4.2.3. 欧州司法裁判所の判断

欧州司法裁判所も、支援策が「共通の利益の目的」を持つことは第107条(3)(c)の積極要件には含まれないとの考え方をとっており、オーストリアの主張①は考慮しなかった (*para.* 39)。また、一般裁判所がEuratom条約第106a条(3)を根拠に、原子力発電所の建設・運転に対する国

³³ Judgment of 12 February 2008, BUPA and Others v. Commission (T-289/03, EU:T:2008:29); of 3 December 2014, Castelnuovo

Energia v. Commission (T-57/11, EU:T:2014:1021).

³⁴ 脚注 30 参照。

家補助の適合性の判断では環境問題を考慮してはならないとしたことに対しては、Euratom条約は原子力部門に関する環境問題を網羅的に扱っているわけではないから、Euratom条約第106a条(3)によって、EUの環境保護に関する規定や原則、特にCharter of Fundamental Rights of the European Union (EU基本権憲章) 第37条の「高レベルの環境保護と環境の質の改善は、連合の政策に統合され、持続可能な開発の原則に従って確保されなければならない」という規定の原子力発電への適用が排除されることはないとして、その判断を退けた (para. 40~42)。

その上で以下のような判断を示し、オーストリアの主張を退けた。

- TFEU第194条(1)は、エネルギーに関するEUの政策は、環境を維持・改善する必要性を考慮しなければならないと規定している (para. 42)。
- 裁判所は、EU法の規定や原則に反する国家補助について、域内市場への適合性ありと判断してはならないとする判例³⁵も既に存在する (para. 44)。従って、環境に関するEU法の規則に反することが明らかになった原子力の分野に属する経済活動に対する国家支援は、域内市場との適合性を宣言することはできない (para. 45)。
- しかし、TFEU第194条(1)(a)及び(b)は、域内市場の設立及び機能という観点から、エネルギーに関するEU政策はエネルギー市場の機能及びEU内のエネルギー供給の安全の確保を目的とする旨を規定している。また、裁判所はTFEU第194条(1)(b)が、エネルギーの安定供給をエネルギー分野におけるEU政策の基本的な目的の1つとしていることを確認している³⁶。さらに、TFEU第194条(1)

para. 2は、加盟国のエネルギーミックスを定める権利を認めており、その選択が原子力エネルギーであることも妨げられていない。欧州議会と理事会が採択した措置は、加盟国のエネルギーミックスを定める権利に影響を与えない (para. 48)。

- 従って、TFEUの規定の下では、原子力を選択することは、加盟国の権利の範囲に属することであり、Euratom条約の求める「原子力発電の促進」という原則とEU環境法の目的と原則は矛盾しない (para. 49)。
- 先に述べたように、Euratom条約第106a条(3)は欧州基本権条約第37条やTFEU第11条、第194条(1)が定める環境を保全・改善するという要求や環境に関するEU法を原子力発電に適用することを排除していない。欧州委員会は原子力に関する国の支援策の域内市場への適合性の判断にあたり、既に示したように、当該支援策が環境に関するEU法の規則を侵害していないかどうかを確認しなければならない。これらの規則に違反していると判断した場合、欧州委員会にはそれ以外の審査を行うことなく、当該支援策が域内市場に適合しないと宣言する義務がある (para. 100)。
- 一方、TFEU第107条(3)(c)の「共通の利益に反する程度にまで通商条件に悪影響を与えない」という要件を満たしているか否かという点の判断においては、一般裁判所が判断したように、判断の対象は意図した活動の進展に関する支援策のプラス効果と、支援策が域内市場に及ぼす可能性のあるマイナス効果との比較検討をすることに限られる。

³⁵ Judgment of 15 April 2008, Nuova Agricast Srl v Ministero delle Attività Produttive. (C-390/06, EU:C:2008:224)

³⁶ Judgment of 29 July 2019, Inter-Environnement Wallonie

ASBL and Bond Beter Leefmilieu Vlaanderen ASBL v Conseil des ministres (C-411/17, EU:C:2019:622)

TFEU第26条(2)が規定する域内市場の定義を踏まえるならば、欧州委員会は支援策による加盟国間の競争と通商以外の負の影響を考慮することは要求されていない (*para. 101*)。

- 従って、欧州委員会は本支援策が(加盟国間の競争と通商とは異なる問題である)環境問題の諸原則に与える影響を考慮する必要はないとした一般裁判所の判断は、この点では正しい (*para. 102*)。

表2は、この点に関する裁判所の判断と法務官意見で示された考え方を、TFEU第107条(3)(c)の「積極要件」と「消極要件」に分けてまとめたものである。

4.2.4. 考察

一般裁判所とHogan法務官、欧州司法裁判所判決はいずれも、国家補助に関する規定はEU競争法の一部であることから、「共通の利益に反する程度にまで通商条件に影響を与えない」という、TFEU第107条(3)(c)の消極要件の判断の段階においては、環境問題の諸原則のような競争と通商に関係ない要素を考慮の要素に含めることはできないとの考え方を示した。この点については、域内市場の定義を狭く捉えすぎているといった批判 (Sikora 2020) も見られる。

一方、「特定の経済活動または特定経済分野の発展を推進するような支援策」という積極要件の判断の段階では、一般裁判所はEuratom条約第106a条(3)を根拠に、原子力発電の推進が公共に対する利益の目的に該当するとして支援を行おうとする加盟国の判断は、環境問題の諸原則により制約されないとの判断を示した。これに対し、Hogan法務官と欧州司法裁判所は、従来の判例を参照しつつ、一定の場合には環境問題の諸原則といったEU法(の原則)に違反する支援策を、この段階で域内市場への適合性の判断の過程から排除できるという判断を示し、一般裁判所の判断を否定した。ただし、その内容は両者で異なっている。

Hogan法務官は、支援策が競争や通商に関する事項以外のEU法に反している場合、それが支援の目的と密接に関連しており、別途評価することができないような場合には、適合性の判断において、この規定との関係の評価を一緒に行うことが欧州委員会に求められる旨を指摘した。しかし本件においては、オーストリアは環境問題の諸原則の密接不可分性についての主張・立証をしていないし、これらの諸原則は、支援策の適合性評価とは別の場で評価することが可能であるとして、結果としてオーストリアの主張を認めないという考え方を示した。

これに対し欧州司法裁判所は、欧州委員会は国の支援策の域内市場への適合性の判断にあたり、当該支援策がEU法の規則を侵害していないかどうかを確認しなければならず、これらの規則に違反していると判断した場合、欧州委員会はそれ以外の審査を行うことなく、当該支援策が域内市場に適合しないと宣言する義務があるとの判断を示した。これは、Hogan法務官のいう支援策との「密接不可分な関連」がない場合でも、EU法やその原則に反する支援策を域内市場への適合性ある国家補助とは認められないと判断した点において、大きな意味を持つといえる。例えば、EU法上実施が求められている環境アセスメントを実施していない支援策に対する域内市場への適合性を認めないことを通じ、環境アセスメントの実施を強制するといった効果を持つことになるとの指摘 (Sikora 2020) もある。

しかし本件においては、加盟国のエネルギーミックスを定める権利 (TFEU第194条(1) *para. 2*) に基づき、原子力の選択は加盟国の権利の範囲に属することであるから、Euratom条約の求める「原子力発電の促進」という原則とEU環境法の目的は矛盾していないとの判断が示されている。

また、欧州司法裁判所が、TFEU第194条(1) *para. 2*について「欧州議会と理事会が採択した措置は、加盟国のエネルギーミックスを定める

表2 「環境関連の諸原則の考慮」に関する裁判所の判断の相違

		判断の内容 (TFEU第107条(3)(c)の2つの要件のどちらのレベルか)
一般 裁判所	積極	<ul style="list-style-type: none"> Euratom条約の目的に照らし、環境問題の諸原則は原子力発電の推進が公共に対する利益の目的に該当するとして支援を行おうとする加盟国の判断を侵害できない (Euratom条約第106a条(3))。
	消極	<ul style="list-style-type: none"> 支援を行おうとする国が、支援策において環境問題の諸原則を侵害することを意図していない場合、欧州委員会は適合性の判断においてこれらの原則に特に考慮する必要はない。 環境保護自体は域内市場の構成要素ではなく、欧州委員会は支援策の適合性の判断にあたり、環境問題の諸原則に与える影響を考慮する必要はない。 オーストリアは、具体的なEU環境法の規定に違反していると主張しているのではなく、単にTEUやTFEUを背景とする環境保護に関する諸原則に違反しているとの主張をしているに過ぎない。 Euratom条約第106a条(3)の規定により、原子力発電所に対する支援策の適合性評価にあたっては環境問題の諸原則は適用されない。
Hogan 法務官	積極	<ul style="list-style-type: none"> Euratom条約により、原子力発電の促進という目的が示されている以上、それをTFEU以外の目的に劣後させることは認められない。 TFEUは、域内市場の確立と機能に関し、環境の保護と改善の必要性を考慮しつつ、エネルギー分野に関する特定の目的の達成のため、必要な措置を定めることをEUに義務付けているが、これらはエネルギーミックスの選択を行う加盟国の権利に影響を与えてはならないとも規定している。 支援策の中で環境問題等についての考慮がなされていれば、国家補助の適合性の判断においてもこれらの考慮が検討の対象となるが、本支援策においては、このような考慮は行われていない。 判例では、国家補助以外の規定が支援の目的と密接に関連しており、別途評価することができないような場合には、適合性の判断において、この規定との関係の評価が欧州委員会に求められる。しかしオーストリアは、密接不可分性についての主張・立証をしていないし、これらの諸原則は、支援策の適合性評価とは別の場で評価することが可能である。
	消極	<ul style="list-style-type: none"> 環境政策はEUの政策の定義と実施の中に統合される必要があるが、環境保護自体は域内市場の構成要素ではない。支援策の域内市場への適合性判断においてTFEUが欧州委員会に求めている役割は、「問題となっている援助が競争と域内市場に関する規則に適合しているかどうかを評価する」ことに留まり、「特定の援助措置が、域内市場や競争規則の特定の要件を超えて、EU法全般に準拠しているかどうかを評価する」ことは含まれていない。
欧州司法 裁判所	積極	<ul style="list-style-type: none"> 欧州委員会は原子力に関する国の支援策の域内市場への適合性の判断にあたり、当該支援策が環境に関するEU法の規則を侵害していないかどうかを確認しなければならない。これらの規則に違反していると判断した場合、欧州委員会にはそれ以外の審査を行うことなく、当該支援策が域内市場に適合しないと宣言する義務がある。 TFEUは、域内市場の設立及び機能という観点から、エネルギーに関するEU政策はエネルギー市場の機能及びEU内のエネルギー供給の安全の確保を目的とする旨を規定している。また、TFEU第194条(1) para. 2は、加盟国のエネルギーミックスを定める権利を認めており、原子力を選択することも妨げられていない。TFEUの下では、原子力の選択は、加盟国の権利の範囲に属することであり、Euratom条約の求める「原子力発電の促進」という原則とEU環境法の目的は矛盾しない。
	消極	<ul style="list-style-type: none"> TFEU第107条(3)(c)の消極要件の判断においては、その対象は意図した活動の進展に対する支援策のプラス効果と、支援策が域内市場に及ぼす可能性のあるマイナス効果の比較に限られる。 従って、欧州委員会は本支援策が（加盟国間の競争と通商とは異なる問題である）環境問題の諸原則に与える影響を考慮する必要はない。

権利に影響を与えない。」としたことについては、欧州委員会が支援策の域内市場への適合性

を判断することとの対比で注目されるとの指摘 (Rüchardt 2020) もある。

5. まとめ

本稿では、HPCに対する英国の支援策が域内市場に適合する国家補助に該当するののかという点に関する、欧州委員会とオーストリアの間の訴訟での議論を検討しつつ、EU競争法の一部である国家補助に関する規定と、エネルギー政策や環境政策との関係について考察してきた。

欧州司法裁判所の判決は、「共通の利益に反する程度にまで通商条件に影響を与えない」という、TFEU第107条(3)(c)の消極要件の判断の段階においては、環境問題の諸原則のような競争と通商に関係ない要素を考慮の要素に含めることはできないという考え方を示している。先に述べたように、この考え方については、域内市場の定義を狭く捉えすぎているとの批判はあるものの、Hogan法務官が意見書で示したように、TFEU第107条が競争法の枠組み（Title VII, Chapter 1）の中に置かれていることを踏まえた上で、規制の目的を明確にした上で、その中で検討すべき点と、別の枠組みの下で検討すべき点を区別することは、争点の明確化という観点からは意味があることと考えられる。

一方、英国が原子力発電の促進のため、支援策を実施することについて、欧州司法裁判所は、エネルギーミックスの選択に関する加盟国の権利を定めたTFEU194条(2) *para. 2*に基づく説明をおこなっている。このことは、エネルギー政策に関する国の態度を明確にすることが、どのような支援を行うのかということの前にまず定められることが必要であることを示しているといえる。

【参考文献】

- Buendia Sierra, Jose Luis (2021) “Making the (Hinkley) Point about Compatibility Control” *European State Aid Law Quarterly*, Vol. 20 p.547-549
- Eidissen, Stig (2020) “Common Interest as a Condition for State Aid Compatibility” *European State Aid Law Quarterly*, Vol. 19 p.452-463
- Hancher, Leigh and Salerno, Francesco (2019a) “Coal and Nuclear Aid” Part. 5/Chpt. 2, *Competition Law and Energy Markets*, Claeys & Casteels.
- Hancher, Leigh and Salerno, Francesco (2019b) “The application of EU state aid law to the energy sector” Part. 5/Chpt. 4, *Competition Law and Energy Markets*, Claeys & Casteels.
- Kingstone, Suzanne (2021) “State aid and the European Green Deal: The Implications of Case C-594/18P Austria v Commission (Hinkley Point C)” *Forthcoming, European Law Review* (2021), UCD Working Papers in Law, Criminology & Socio-Legal Studies Research Paper No. 6/2021, Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=3808040> [last visit Dec. 24th, 2021]
- Kühling, Jürgen and Ruechardt, Corinne (2017) “Nuclear Energy Reloaded – New State Aid for an Old Industry” *Journal of European Competition Law & Practice*, Vol. 8, p.561-572.
- Nicolaidis, Phedon (2018) “The Compatibility of State Aid with the Internal Market: Annotation on the Judgment of the General Court (Fifth Chamber) of 12 July 2018 in Case T-356/15 Republic of Austria v European Commission.” *European State Aid Law Quarterly*, Vol. 17, p.534-545
- Nicolaidis, Phedon (2021) “Shedding Light into the ‘Black Box’ of State Aid: The Impact of Hinkley Point C on the Assessment of the Compatibility of State Aid” *European State Aid Law Quarterly*, Vol. 20, p.4-14
- Rüchardt, Corinne (2020) “Hinkley Point C: ECJ Confirms Commission’s Approval of Aid to Nuclear Energy Plant” (September 28, 2020), Available at *Kluwer Competition Law Blog* <http://competitionlawblog.kluwercompetitionlaw.com/2020/09/28/hinkley-point-c-ecj-confirms-commissions-approval-of-aid-to-nuclear-energy-plant/> [last visit Dec. 24th, 2021]
- Sikora, Alicja (2020) “Applicability of the EU State Aid and Environmental Rules in the Nuclear Energy Sector: Annotation on the Judgment of the Court of Justice (Grand Chamber) of 22 September 2020 in Case C-594/18P Republic of Austria v Commission” *European State Aid Law Quarterly*, Vol. 19, p.515-520
- 稲村 (2022) 「英国の原子力政策の変遷とその背景要因—退潮から再興へ—」 *電力経済研究* No.68, pp.113-126.
- 大久保ほか (2013) 「EU 国家補助規制の考え方の我が国への応用について」 *公正取引委員会競争政策研究センター共同研究報告書 CR03-13*.
- 興津 (2013) 「公正な裁判と論告担当官—ヨーロッパ

人権条約6条に試されるフランス行政法―」濱本・興津（編）『ヨーロッパという秩序』第4章 勁草書房.

公正取引委員会（2016）「公的再生支援に関する競争政策上の考え方」.

多田ほか（2012）「競争法の観点からみた国家補助規制―EU競争法の議論を参考に―」公正取引委員会競争政策研究センター共同研究報告書 CR01-12.

丸山 真弘（まるやま まさひろ）

電力中央研究所 社会経済研究所